

川崎市病院局規程第9号

川崎市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

(川崎市病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局事務分掌規程（平成17年川崎市病院局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

庶務人事係

- (1) 局内の連絡調整及び事務改善に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) 病院事業管理者の秘書に関すること。
- (4) 儀式及び交際に関すること。
- (5) 公印の総括管理に関すること。
- (6) 文書事務の総括に関すること。
- (7) 条例、規程、告示、通達等に関すること。
- (8) 人事及び服務に関すること。
- (9) 人事評価に関すること。
- (10) 職員の選考に関すること。
- (11) 職員の研修に関すること。
- (12) 非常勤職員に関すること。
- (13) 臨時的任用職員に関すること。
- (14) 行政組織に関すること。
- (15) 職員定数に関すること。
- (16) 他の主管に属しないこと。

」

を

「

庶務係

- (1) 局内の連絡調整及び事務改善に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) 病院事業管理者の秘書に関すること。
- (4) 儀式及び交際に関すること。
- (5) 公印の総括管理に関すること。
- (6) 文書事務の総括に関すること。
- (7) 条例、規程、告示、通達等に関すること。
- (8) 他の主管に属しないこと。

人事係

- (1) 人事及び服務に関すること。
- (2) 人事評価に関すること。
- (3) 職員の選考に関すること。
- (4) 職員の研修に関すること。
- (5) 非常勤職員に関すること。
- (6) 臨時的任用職員に関すること。
- (7) 行政組織に関すること。
- (8) 職員定数に関すること。

」

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織の改正に伴う所要の整備を行うため、この規程を制定するものである。